

輸送の安全にかかわる情報の公示

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針の作成及び公表の実施の有無 → 有
- (2) 輸送の安全に関する目標の有無及び達成状況 → 有
- (3) 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)第 2 条に規定する事故に関する統計
→別紙 1
- (4) 安全管理規定の制定の有無 / 国への届出の有無 → 有 / 有
- (5) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ① 直近 3 年間の運輸マネジメント評価の実施状況
※受けている場合は「○」、受けていない場合は「×」を報告すること
 - ② 直近 3 年間の民間指定機関における運輸安全マネジメント認定セミナーの受講
※受けている場合は「○」、受けていない場合は「×」を報告すること
- (6) 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
(輸送の安全にかかわる情報の伝達体制、緊急時における乗務員からの報告方法、業務の実施体制の適否)
- (7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
(運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度における年間実施回数、初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実施指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添乗者の指導歴)
- (8) 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置 s
(内部監査の実施の有無、直近事業年度における実施回数、対象者、監査結果(指摘有又は指摘無)、指摘があった場合の措置)
- (9) 安全統括管理者の社内における役職、選任年月日
- (10) 事業用自動車に係る情報
任意保険の加入状況
※対人保険、対物保険それぞれの補償額を入力すること
対人保険無制限、対物保険無制限

2024年 4月 1日 (月曜日)

会社名 蔵王観光タクシー株式会社
営業所名 ZAO 営業所
担当名及び役職 代表取締役社長 白川 勝子

令和 2023 年度 運輸の安全に関する安全計画

【周知：啓司】

当社における運輸の安全に関する安全計画に関し、下記の通り。

作成日	2024年3月31日
令和5年度の実施計画	実施日 2023年4月1日～2024年3月31日 場所 蔵王観光タクシー株式会社 ZAO 営業所
事業種別	一般貸切旅客自動車運輸事業
保有車両数	8台
営業所所在地 (管轄運輸支局)	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田西浦 33-3 (宮城運輸支局)
項目	内容
安全方針	社内団結して輸送の安全を最優先に行動します。法令や規則の遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行します。常に輸送の安全確保に対する問題意識を持ち、継続的に見直しを改善します。
輸送の安全に関する目標	人身事故・物損事故ゼロ・輸送関連法令の遵守・安全体質の確立
輸送の安全に関する計画	年間教育計画に基づき行う…実施
安全投資	SAS 検診・感染対策・定期健康診断・適性診断・携帯心電計…実施

項目	取組内容・結果
1 経営トップの責務	関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底し安全方針を策定し安全統括管理者や安全管理に指示するなどして安全重点施策を策定し周知掲示(安全管理体制を適切に機能させる)…実施
2 安全方針	周知方法、社内掲示板により周知及び点呼場所に周知見直しの検討状況及び具体的事例、社内輸送会議での安全

		方針に関する、周知・指導を行う。
3	安全重点施策	取組計画は現場巡回や内部監査などで当該の履行状況、確認、社内指導教育での話し合い輸送の安全の確保に関する「年間教育計画」(取組計画)年 12 回…実施
4	安全統括管理者の責務	安全管理体制に必要な(手順、方法を確立、実施、維持、改善)安全管理体制の課題、問題点を的確に把握し経営トップに報告・提案、意見上申す安全方針を事業者内部へ周知徹底…実施
5	容認の責任・権限	安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要因の責任・権限を定め、事業者内部への啓示周知(安全統括管理者・運行管理者・整備管理者・人員配置)運行管理体制図・運行管理・整備管理規定の見直し…実施
6	情報伝達およびコミュニケーションの確保	現場巡回、社内報、各種会議、全体会議、(年 2 回)年始、(念頭に置いた訓示)入社時等(情報の共有)を活用し行う。…実施
7	自己、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用	事故情報はその都度、原因と対策を立案を策定し営業所に周知、乗務員、教育と自己情報を共有し対策を講じる。事故の再発防止予防・未然防止の為に収集・活用し対策につなげる…実施
8	重大な事故等への対応	社内組織図・連絡体制図・緊急体制図(事故・災害)・被害者等支援計画を基に重大事故等対応訓練を行う。(12 月予定)又、各対応マニュアルの作成。…実施
9	関係法令の遵守の確保	各部門や各要因におけるそれらの遵守状況を定期的に確認している現場巡視を通じて周知を行う(自己管理表点検、年 1 回)実施又は、点呼時や各種教育等を通じて確認し、遵守状況を定期的に把握する。…実施
10	安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	代表者(経営者)は、運転者等の技能要員、教育・訓練を実施。(教育、関連法令等の遵守)年 12 回実施(訓練、冬道の訓練・消火訓練)、実施(重大事故等への対応、訓練)…実施
11	内部監査	年 1 回、実施・報告・改善・周知(実施)安全統括管理者は内部監査に結果を受けて、改善すべき事項が認められた場合、速やかに経営トップに報告すると共に輸送の安全の確保の為に必要な方針を検討し必要に応じて当面の緊急是正措置(予防措置)を講じる…実施
12	マネジメントレビューと	安全目標達成状況・安全管理の取り組み状況(見直し改

	継続的改善	善、継続的改善)3月(全体会議)R6/3/31 予定 (定期的に点検・見直し・改善)9月・3月に自己点検、実施(事業者)
--	-------	---

事故統計及び安全への取組実績

年度	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交通事故件数	0	0	0	0	0
有責事故	0	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0
負傷者数	0	0	0	0	0
車両数	10両	9両	9両	9両	8両
総走行キロ	220,625 キロ	36,884 キロ	28,571 キロ	78,852 キロ	223,245 キロ

任意保険の加入状況

- 対人保険 → 無制限
- 対物保険 → 無制限

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導

『実技指導/5日間』

実技/1日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路・高速道路・山岳道路）
実技/二日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路・高速道路・海岸道路）
実技/三日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路・観光ルート）
実技/四日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路・高速道路・観光ルート）
実技/五日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路・山岳道路）
実技/六日目	バス走行の基本動作確認及び実践に向けた走行（一般道路）

『基本動作確認』

発車前…発車後…交差点走行時…走行時…踏切通過時…バック時

実践に向けた走行

高速道路本線への合流及び速度に合わせた車間距離・追い越しなど、高速道路走行時の注意事項

山岳道路の下り坂や狭い山道での走行方法の指導

（運転研修後ドライブレコーダー記録映像を使用した指導を実施）

『実技訓練・コース 例』

- ①車庫→道の駅米沢→道の駅七ヶ宿→車庫
- ②車庫→道の駅相馬→道の駅なみえ→車庫
- ③車庫→道の駅いいで→道の駅小国→滑津大滝→車庫
- ④車庫→伊達→霊山→りょうぜん紅彩館→松川浦→亘理→車庫
- ⑤車庫→七ヶ宿町湯ノ原→道の駅いいで→白石→伊達→車庫

『実技研修車両』全日程大型車両にて実施

『指導担当者』

指導官	① 運転士歴	20年、指導歴	20年
貸切ドライバー	② 運転士歴	16年、指導歴	1年
貸切ドライバー	③ 運転士歴	15年 指導歴	1年